

赤い羽根の国民たす運動

明るい社会を作りましょう



赤い羽根の国民たす運動が今年も十月一日から開始されます。今年はこの運動が始まってから五年目ですが、このたすけあひ運動は、あまねく國民、市民の皆さんの熱い聲により、お互いの社会をより明るくつくりあげようとする全国的の運動であります。今年の本報の募金目標額は二千一百萬円、本市の目標額は百五十一萬六千三百六十二円となつて居り、本市では、群馬縣共同募金會前橋市支會を中心になつて運動を行い、街頭では日赤奉仕團の婦人團員が活動致しますから、この募金が好成績を収められましよう、皆さんの御協力を切望致します。(カソトは戸別募金の寄附者感謝の証)

胸に赤い羽根 戸毎に感謝證

赤い羽根の募金運動は、十月一日から三十一日まで行われ、街頭で寄附なされた方には赤い羽根を、戸別募金に寄附なされた方には、「感謝の証」を差し上げることになつて居ります。この運動によつて得た金は、一体どんな風に使われるかと言いますと、共同募金會の計画では、今回の募金目標二千

一百万円のほかに前年度繰越金、二十七年度赤字その他の収入及びお洋玉葉書の寄附金等を合せて二千五百八十五万二千円を次のように配分することになつて居ります

受配者の範囲 本報内に於て左記

の受配団体取扱規程に定める条件を具える者(カソコ内施設団体数)

- 生活保護事業 (一三)
- 児童福祉事業 (七三)
- 医療保護事業 (五)
- 厚生保健事業 (二)
- 小地域の福祉事業(郡市町村社)

本市の百五十一万圓

共募前橋市支會發足

本市の今年度の赤い羽根共同募金の目標額は百五十一万六千三百六十二円ですが、その内訳は

戸別募金	一、七三三、九三六円
街頭募金	三、一三三、二五五円
計	一、五二六、三六二円

となつて居ります。従来は共同募金委員会で募金運動を行いました

傳の事業(該社会福協協會)
(一)
其の他の事業 (六)

輪 競 橋 前

市営競輪十月以降の日割は次の通りです。

十月	前節二十
五日(土)	、二
十六日(日)	、
二十七日(月)	、
後節十一月一日	、
(土)	、二日(日)

十一月 前節十五日(土)、十六日(日)、十七日(月)、後節二十一日(金)、二十二日(土)、二十三日(日)、祝日(日)

十二月 前節十四日(日)、十五日(月)、十六日(火)、後節十九日(金)、二十日(土)、二十一日(日)

決定は十月は午前十時半、十一月からは十時です。(商工課)

今月の暦

三日仲秋名月、満月八日寒露、十九日旧九月朔、二十三日霜降

固定資産税 課税台帳

縦覧についてお知らせ

市では固定資産税の課税対象となつて居る、皆さん所有の固定資産につき、地方税法の規定によつて適正なる時價による評価額を決定しましたので、次の通り臺帳を縦覧に供しますから期間中にぜひ御覧願います。

●縦覧する臺帳(各二十七年度)
家庭課税臺帳、土地課税臺帳、

●縦覧の期間十月一日から二十日までは午前九時から午後五時まで(但し日曜を除く)

●縦覧の場所前橋市役所(曲輪町分室)税務課

なお固定資産の評価は昭和二十七年一月一日現在の適正なる時價によつて評価してあります。評価の

額に就いて不服のある方は十月一日から十月三十日までの間に所定の様式により審査請求書を前橋市固定資産評価審査委員会に提出して下さい。固定資産の評価につきましては

(イ)家屋の場合「家屋の評価は評價基準に示されたところにより家屋の種類、用途、構造別にそれぞれ「家屋の再建築費額を求め、これに家屋年令損耗の程度、床面積の廣狭(三十六坪以上の農家、一般住家のみ)所在地域の状況等によ

(ハ)償却資産の場合「資産の取得價額又は再取得價額に取得の時期及び年数に應ずる評価倍率又は残存價額率を乗じて得た額を基準評價額にしました。

以上の通りで固定資産税の二期、二期分はすでに納付されており、したがってこの評価によりまして税額に増減がある場合には三期(十二月)四期(二月)に於て差引精算致します。(税務課)



松 德 田 一 橋 市 報 廣 市 橋 前
松 德 田 一 橋 市 報 廣 市 橋 前
松 德 田 一 橋 市 報 廣 市 橋 前

今月は市民税第二期の納期です

お忘れなく納税して下さい!

防火地帯はどこに、どう作られるか

防火地帯は

わが國は火災によつて年に二億圓以上の貴重な財産が失はれていと言われます如何にを徹底させても、吾々が木造建築にたよつてゐる限り、この災害の根を断つことは困難でありましようそこで本年五月三十一日法律第百六十号耐火建築促進法が公布され積極的に耐火建築を奨励することになりました。即ち此法律は各都市の概要地域に一つの防火建築地帯を設定して、その地域に耐火建築物を建築する建築主に対し、國と地方公共団体とが補助金を交付して当該区域内の耐火建築を促進し、都市の大火を防止しようといふのであります。そして防火建築

耐火建築促進法の施行と本市耐火構造建築には國縣市で補助

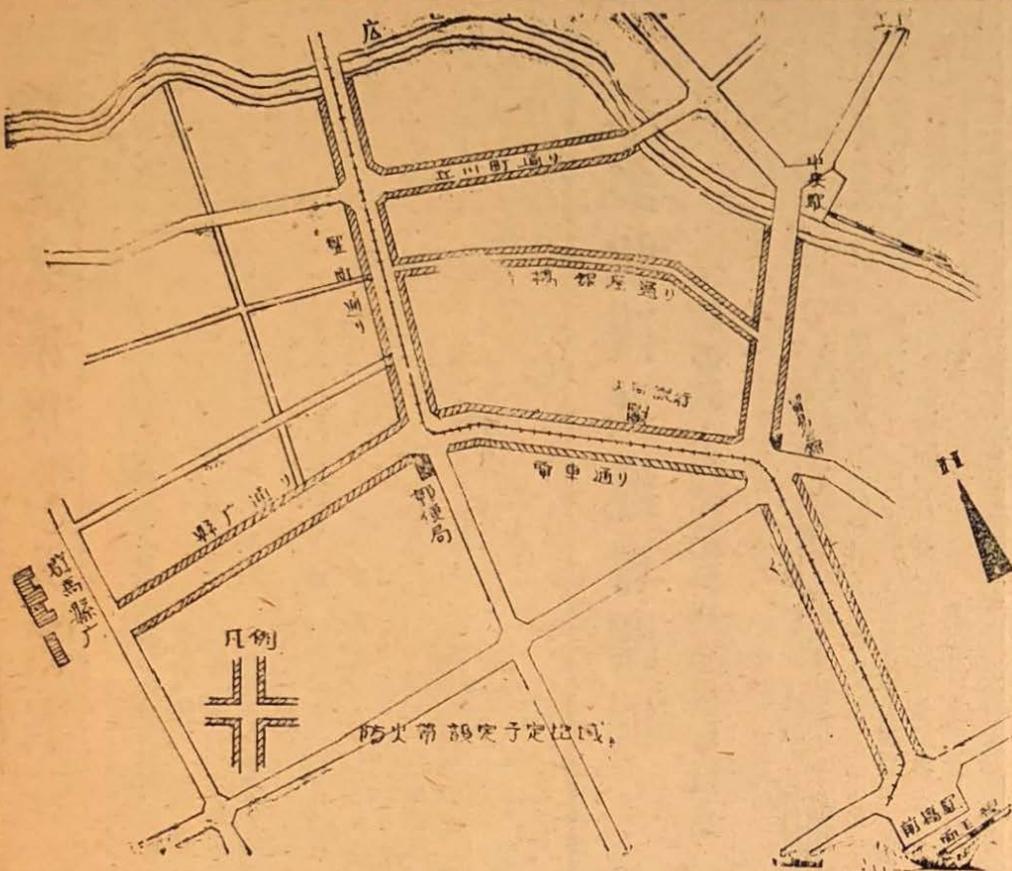
標の指定をうけますと、(後はその指定された建築地の地域には木造建築物は建てられなくなるわけですが、しかし現在ある木造家屋を強制取り壊してまで耐火建築物を建てると云ふことではありません。この法律では物の建築主に対し

耐火建築

物は建築主に対し階以上のもの、若しくは高さ十一メートル以上のもの、又は二階建なるものを三階建以上に増築できるような設計したものについては補助金が交付されます。その補助額は、一定基準による木造建築費と耐火建築費との差額が補助の基本額すなわち援助すべき基本の額となり、この基本額の半分を國と地方公共団体が補助することになり

ます。そこで本市においてもこの建築を一日も早く実施したいと考えて現在予定関係区域の方々の御理解と御協力により着々準備を進めております。その防火地帯として考えられる地域は左記の略図に示す通り

- ① 國鉄前橋駅前から田中町・本町一丁目・曲輪町を経て縣廳前に至る道路の両側各一八米
- ② 貿易會館から上毛管鉄中央前橋駅に至る久留万通通り両側各一八米
- ③ 盛町通り両側各十八米
- ④ 立川町通り両側各十八米
- ⑤ 盛町から久留万通通りに至る所、國領座通り両側各十八米となつて居ります。



耐火構造建築は

標準坪當り五二、八九三圓

それでは耐火構造建築とするには、円(何れも標準建築費)とされるどの位置用が掛つて、どの位の補助があるかといふますと大体耐火構造建築費が坪當り五二、八九三圓、國市の補助金で他は全部建築主の円で、木造建築費が二八、〇九九圓負担となります。

秋の大掃除が

始まります

これだけは御注意!

秋の大掃除が十五日からはじまります。各御家庭では

- ① 家は全部戸障子、襖を開放し、押入、棚等に至るまで屋内全部を清掃し、光線の射入及空気の流通をはかり
 - ② 床板は全部がし、空気の流通をはかつて床下を良く乾燥させ床及床下の塵芥は、いよいよ除去し焼却する様にし
 - ③ 衣類の類は表裏各二時間以上直射日光にさらして清掃し
 - ④ 汚水溜は浸漬し、下水溝の流通をはかり、必要の場合排水溝を設け
 - ⑤ 井戸調、井戸流、台所流、下水溝、汚水溜、便所、塵芥容器等の破損せるものは完全に修繕して下さい。
 - ⑥ 築積された塵芥はなるべく焼却処理して下さい。
- な窓内衛生班では、風等の害虫駆除を目的として各家庭の床下、床上、押入等にDDT粉をグスターで、効果的に撒布することになつて居ります。
- 清潔法施行日割
- △十五日 高田町、天川原町、47六供町、
 - △十六日 46六供町、家南分町、市之坪町、43副代田町、
- 秋の大掃除の前に、市では十月十日ネズミ捕りを行うことになりました。この日は市の指導により、各町内衛生班が直接実施主体とな

ネズミ退治行

り、市内一齊に駆除を行います。これに必要な薬剤は各町衛生班で無償配布しますから、市民皆さん御協力を望みます。(衛生課)

火事の時

電話一一九番へ

犯罪関係は

電話一一〇番へ

お知らせ下さい

- △二十日 33才川町、諏訪町、
- △二十一日 栄町、27一毛町、28一毛町、
- △二十二日 細ヶ沢町、小柳町、向町、
- △二十三日 神明町、北曲輪町、田中町、
- △二十四日 曲輪町、南曲輪町、石川町、片貝町、
- △二十五日 中川町、新町、天川町、
- △二十六日 百軒町、大塚町、
- △二十七日 芳町、蘆町、相生町、
- △二十八日 堀川町、田町、蓮雀町、本町、
- △二十九日 横山町、立川町、盛町、
- △三十日 櫻町、紺屋町、桑町、

観光美術展の入選者

去る九月六、七、八の三日間廣橋デパートで開催しました市主催の前橋市観光美術展については市内小中、高等学校児童生徒から

△小学校の部 桃井四七、城南四二、若宮三九、飯島四〇、天川一七、中川三三、城東三八、附小一九、計二六五

△中学校の部 一中三四、二中三二、三中一六、附中一、計九三

△高校の部 前高九、前高一〇、前高高一、前高七、前高二〇、計三三

計三九五点の応募がありこの内審査の結果

小学校の部五八、中学校の部二八、高等学校の部一六、計一〇二点、

が入選しました。入選者は次の通りです。

△小学校の部

一等 前橋公園 城南校三年生 大島民江

二等 公園の噴水 桃井校二年 志村弘之、八幡屋附近 同六年生 渡辺智子

三等 桃井四小山洋子、同四柄 沢登、同二下山常吉、同六長谷川泰明、城南三 泉淑子同四尾高栄雅、飯島五 大平厚一、中川二手塚礼子、城東五中村直貴 附小一森田武徳

△中学校の部

一等 雨後 一中三年 秋葉洋二等 建物 二中三年南城進一△風景 三中三年 岡村賢三等 一中二野中忠義、二中三石田一彦、同二谷口裕一、三中一三井孝夫、同三清水三千正

佳作 一中一中村さゆり外一九

△高等学校の部

一等 壁面の風景 前高三年 石田 通

二等 工場場 同二年 秋葉健

△富士産業工場 前高二年 中島桂

三等 前工一 酒野治彦、前六高二小飛好子△同二立川元子

佳作 前高高一 一番島 央、同二千本木康良、同二中村光夫、前工高小山憲一、同二秋山 隆

同二伊藤幹男、前女高三谷川登久子、同一武藤義江、市女高三中沢多津子、同三佐藤八千代

米多收穫共進會開催

増産の秋・自給肥料品評會も行う

市では増産の秋を迎え、次の通り米多收穫共進會と自給肥料改良増産品評會を開催致しますので、生産農家の方々が、ふるつて御参加下さる様希望致します。(農政課)

米多收穫共進會

食糧増産運動の一環として米の多收穫記録達成を期すことに依り卓越せる栽培技術の進出を促し收穫水準を向上し以て米の改良増産を図るため開催します。

△参加資格 水田三反歩以上耕作農家にして耕作田は一地区一反歩以上。

△共進會の審査は原則に単じ次の方法に依り行います。

①審査員立案の下に一坪三ヶ所三坪刈りを行ひ現額で脱穀調整の上重量を秤量し直に天日乾燥を行う。これより三日後審査員立案反当収量を計算します。

②審査委員の審査を経て反当収量の最高位のものより等位を決定します。収量同一の場合は品質其他を考慮して決定します。

③この規定の外、必要なる事項は審査委員会の決議により処理します。

自給肥料改良 増産品評會

農産物の飛躍的増收と食糧の節減を図ることは農家 済の安定上、極めて重要でありますので之が改良増産と一層強力に推進するを左記に依り品評會を開催します。

△審査要領は次の通り

①個人審査(審査項目採点基準)

1 堆肥舎 一〇点

2 生産量 四〇点

3 製造管理 二〇点

4 品質 二〇点

結婚式用衣裳貸付

本市では市民の生活改善と福祉のため、結婚式用衣裳の貸付を行うこととなり、その條例が八月二十二日の市議会で議決されましたので、その後準備を進めてまいりましたがいよいよ十月一日から貸付を開始致します。

御希望の方は市役所分室内厚生課へ御申出下さい。衣裳の種類及び使用料は第三十三号の市広報の通りです。(厚生課)

市民レコード鑑賞會

市民レコード鑑賞會は、市民の樂し集として毎月十日に商工会会館にて開催しておりますが、今月は特別に会場の都合により七日に開催致します

今月は七月に開催します

市民レコード鑑賞會は、市民の樂し集として毎月十日に商工会会館にて開催しておりますが、今月は特別に会場の都合により七日に開催致します

市民十月の講座

市立図書館主催の市民大学は六月以来毎月五日間、内外の名著の紹介、解説を内容として開講し、読書生活の好伴侶として好評を博し毎回多数の聴衆を迎えています

が十月講座は

①二十七日(月)より三十一日(金)まで、毎夜七時から九時まで。

②商工会議所会館を会場として開

に開催日を変更いたしましたのでこのことを多数の方々には御配慮の上お伺いにてきやかに御來会下さるよう希望致します。

①日時 十月七日(火)午後五時から

②会場 前橋商工会議所会館

③講師 上野英典氏

④題目 ◇ショパンのワルツ1変奏曲と交響曲3番の短調◇ショパン英雄求ロネーズ 変奏曲◇グリーグピアノ・コンツェルトイ短調◇リスト「愛の夢」◇歌謡指導 1サント・ルチア 2春の唄

⑤技術担当 元ヒクター技師 井上氏 (敬学課企画)

廣瀬桃木兩用水 土地改良區 本市の總代決定

本市に關係の深い廣瀬桃木兩用水土地改良區の總代選定は、九月八日前橋市選定管理委員會で各選挙区ごとに執行しましたが、そのうち前橋市の分は、次の五氏が当選しました。

六供町四九齋藤多美雄、天川町一〇七二前田順三郎、前代田町九大島福太郎、市之坪町三高藤茂七郎、岩神町五八富沢徳太郎

種豚、肉用豚の貸付

本市では昨年種豚、肉用豚の貸付を行つて來ましたが、本年度事業として種豚二十頭、肉用豚五十頭の貸付を行うことになりました

貸付を受けたい農家は区域内の農業協力員又は市役所農政課へ御問い合わせ願います。

(農政課)

赤城へ紅葉狩

来る十二日舉行します

秋の赤城へ紅葉狩りの会が催されます。期日は来る十二日(日)の(雨)天の際に十九日、午前七時前前橋集合で、一般市民男女年齢に別限がなく、申込者二百名限り主催は市体育會、後援は市役所

申込締切は五日です。会費はバス往復代二百円、ほかに弁当持参のこと。コースはA、B、C、Dの四班にわかれ、何れも七時三十分駅前出発

A班 一杯茶屋 六洞荘

市民レコード鑑賞會

市民レコード鑑賞會は、市民の樂し集として毎月十日に商工会会館にて開催しておりますが、今月は特別に会場の都合により七日に開催致します

今月は七月に開催します

市民レコード鑑賞會は、市民の樂し集として毎月十日に商工会会館にて開催しておりますが、今月は特別に会場の都合により七日に開催致します